[最新版：令和２年12月29日作成]

厚生労働省

新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金（委託を受けて個人で仕事をする方向け）のご案内

小学校等の臨時休業等に伴い、子どもの世話を行うために、契約した仕事ができなくなった個人で仕事をする保護者へ支援金を支給します！

【支援の内容】

○ **令和2年10月1日から令和３年３月31日まで**の間において、**仕事ができなかった日**について、1日当たり**7,500円（定額）**

【申請期間】

○ 仕事ができなかった日が**令和2年10月1日**から**同年12月31日**までの期間分
⇒令和２年10月１日から令和3年3月31日まで（必着）

○ 仕事ができなかった日が**令和３年１月1日**から**同年３月31日**までの期間分
⇒令和３年１月１日から令和3年６月30日まで（必着）

【支援の対象となる方】※（1）～（4）のいずれにも該当する方が対象

（1）保護者であること

○ **親権者、未成年後見人、その他の者（里親、祖父母等）**であって、**子どもを現に監護する者**が対象となります。

○ 上記のほか、**子どもの世話を一時的に補助する親族**を含みます。

（2）①又は②の子どもの世話を行うこと

① 新型コロナウイルス感染症に関する対応として、ガイドライン等に基づき、臨時休業等をした小学校等に通う子ども

○ **「臨時休業等」とは**

新型コロナウイルス感染症に関する対応として、
- **小学校等が臨時休業した場合**
- **自治体や放課後児童クラブ、保育所等から可能な範囲で利用を控えるよう依頼があった場合**

をいいます。

なお、**保護者の自主的な判断で休ませた場合は対象外**です。

※ただし、小学校等が新型コロナウイルスに関連して出席しなくてもよいと認めた場合は対象となります。

○ **「小学校等」とは**

- **小学校、義務教育学校の前期課程、各種学校**（幼稚園又は小学校の課程に類する課程を置くものに限る。）、**特別支援学校**（全ての部）
  ★ 障害のある子どもについては、中学校、義務教育学校の後期課程、高等学校、各種学校（高等学校までの課程に類する課程）等も含む。
- **放課後児童クラブ、放課後等デイサービス**
- **幼稚園、保育所、認定こども園、認可外保育施設、家庭的保育事業等、子どもの一時的な預かり等を行う事業、障害児の通所支援を行う施設等**

② 新型コロナウイルスに感染した子ども等、小学校等を休むことが適当と認められる子ども

- **新型コロナウイルスに感染した子ども**
- **新型コロナウイルスに感染したおそれのある子ども**
  （発熱等の風邪症状のある者、濃厚接触者）
- **医療的ケアが日常的に必要な子ども又は新型コロナウイルスに感染した場合に重症化するリスクの高い基礎疾患等を有する子ども**

（３）小学校等の臨時休業等の前に、以下の業務委託契約等を締結していること

○　**「業務委託契約等」とは**

ここでの業務委託契約等は、発注者から、**仕事の委託を受け、業務遂行等に対して報酬を支払われることを内容とする契約**のことをいいます。

契約書や電子メールなど、何らかの書面等により、発注者からの指定の内容や報酬が確認できるものが申請には必要となります。

○　**契約を締結している本人が、個人で契約に基づく業務を行うこと**

※ただし、労働者を使用する事業主、雇用保険被保険者、国家公務員又は地方公務員の場合は除きます。

○　**臨時休業等の開始日より前に、すでに業務委託契約等を締結していること**

○　**契約において、業務従事や業務遂行の態様、業務の場所・日時等について、発注者から一定の指定を受けていること**

例
- **業務従事や業務遂行の態様　（業務の内容　など）**
- **業務の場所　（業務を行う場所や施設　など）**
- **業務の日時　（業務を行う予定の日、開始日と終了日　など）**

○　**業務遂行に要する日や時間等を前提とした報酬となっていること**

- **時間や日を基礎として計算されるもの**
- **作業単位や作業個数の単価と実績を基に計算されるもの**

など、**作業量や成果物により、報酬が支払われるもの**が該当します。

（４）小学校等の臨時休業等により、子どもの世話を行うために、業務委託契約等に基づき予定されていた日時に仕事ができなくなったこと

○　**「業務委託契約等に基づき予定されていた日時」とは**

あらかじめ業務委託契約等で示されていた業務を行う日時のことをいいます。
業務量、契約期間などから、**業務を行う日が判別できるような場合も含まれます。**

○　**仕事ができなかった日が、小学校等の臨時休業等の期間中であって、小学校等の開校日や、元々休校が予定されていた日（休校日、春休み、夏休み、冬休み等）ではないこと**

※　ただし、開校日であっても新型コロナウイルス感染症に関する対応として行われる授業時間短縮日等に子どもの世話を行う場合は臨時休業の一環として支援対象になります。また、上記（２）②の子ども（感染者等）の世話を行う場合は、臨時休業にかかわらず、小学校等の開校日、休校が予定されていた日でも、対象になります。

◎ **支給要件、申請等の手続のお問い合わせについては、**
学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター
０１２０－６０－３９９９（受付時間：９：００～２１：００）※土日･祝日含む

◎ **申請書の提出先**
〒137-8691 新東京郵便局私書箱132号
学校等休業助成金・支援金受付センター（厚生労働省の委託事業者）
必ず配達記録が残る郵便（特定記録郵便やレターパックなど）で配送してください。
（宅配便などは受付不可）

臨時休業　個人委託　検索

※ 申請書は、厚生労働省HPから印刷して使用して下さい。(印刷できない場合はコールセンターに御連絡下さい。)
〈支援金HP〉　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10231.html
※ 詐欺にご注意ください。国や委託事業者から、申請者に個人情報を電話で問い合わせたり、支援金の相談について電話等で勧誘することはありません。